平成２３年（フ）第８７５号
愛知県春日井市神明町49番地18、申立時の住所名古屋市守山区新守山1703番地
債務者　加藤千佳代
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０３４号
愛知県半田市青山２丁目３番地の11　Ｇ・Ａあおやま202号
債務者　澤田　匡敏
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
名古屋市天白区向が丘２丁目407番地　レインボーハイツ201号
債務者　佐光　敏子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２１号
福岡市南区柏原６丁目36番９号
債務者　新田　俊子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０８号
福岡市西区姪の浜６丁目７番６号
債務者　肥塚　善則
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７２７号
福岡県宗像市城西ヶ丘１丁目９番地８
債務者　永野　理恵
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７８号
福岡市博多区山王２丁目14番36号
債務者　吉村　勇己
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２２号
福岡市南区大橋２丁目19番３―1102号
債務者　上杉　七重
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２６号
福岡市南区長住３丁目51番201号
債務者　林田博太郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２９号
福岡市東区香椎駅東３丁目15番35―103号
債務者　片山　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３４号
福岡県福津市福間南１丁目14番55―22号
債務者　神谷　智美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６３号
福岡県古賀市日吉３丁目２番19号
債務者　緒方　健吾
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８３号
福岡市城南区田島５丁目20番20号
債務者　Ｇｒｉｄこと　鶴丸　寛二
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８４号
福岡市城南区田島５丁目20番20号
債務者　鶴丸　悦子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９４号
福岡市南区横手４丁目18番26―501号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１４号
福岡市早良区荒江２丁目25番10号
債務者　吉田　峰雄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１９号
福岡県大野城市上大利２丁目９番45号井上アパート102号
債務者　近藤ツキエ
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部